

# 給食調理室へのエアコン設置が実現 今後、段階的に整備されていきます

日本共産党市議団は、給食調理室へのエアコン設置を繰り返し求めてきました。2018年の一般質問に応え、2019年度には「冷却仕様の被服提供」と「前室へのエアコン設置」が実現しました。

今議会の2020年度補正予算で、ドライ改修と合わせて桜木

小学校給食調理室へのエアコン設置が決まりました。現在、エアコンが設置されているのは、城南中と植木共同調理場の2カ所です。3カ所に増えます。

教育市民委員会では、上野みえこ議員の質問に「今後は、ドライ改修に合わせて順次設置をすすめる」と答弁がありました。

## 先進政令市にならない、急ぎ全調理室への設置を

全国的には、京都市と浜松市で、すでに全調理場にエアコンが設置されています。

給食調理場の暑さ指数は、「嚴重警戒または危険」の分類に相当する状況です。速やかな改善が求められます。

先進政令市にならない、全調理室へのエアコン設置を急ぎ進めていくよう求めていきます。



### 日本共産党 市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1 3階  
発行：日本共産党熊本市議団  
上野みえこ なすまどか

NO. 1227  
2021年3月14日  
電話 328-2656  
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：共産党 熊本市議団

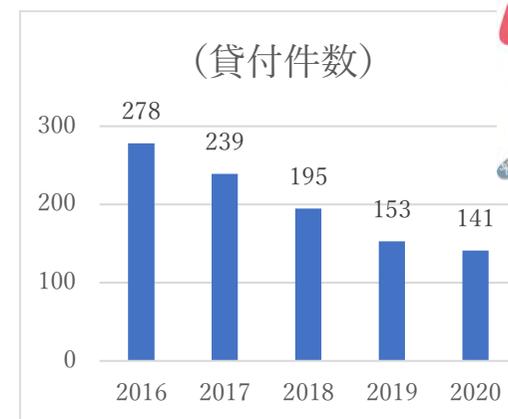


検索

# 新型コロナ禍、安心の「学び」を！ 利用しやすい奨学金、給付型奨学金の実施を

## 利用がすすまない市の奨学金制度は改善して

熊本市の奨学金貸付は年々減っています。新型コロナ禍に困窮している学生が増えている今、利用しやすい制度への見直しが必要です。党市議団では、返済のいらぬ「給付型奨学金」実施を求めています。



## 弁護士による「無料法律相談」のご案内

日本共産党が毎月定例で行っている無料の法律相談です。どなたでもご利用できます。また、生活相談も合わせて行っています。「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 3月17日(水) 午後2時～4時  
中央区生活相談所(大江5-15-20) TEL 375-2200
- 3月22日(月) 午後1時30分～4時  
山本のぶひろ渡鹿生活相談所(渡鹿5-19-7) TEL 362-5181
- 4月8日(木) 午後1時～4時  
菜の花法律事務所(南区江越1-17-12) TEL 322-7731
- 4月8日(木) 午後3時～5時  
東区生活相談所(広木町7-23-2) TEL 328-2656
- 4月13日(火) 午後5時30分～7時30分  
さくら法律事務所(京町本町1-22) TEL 090-8667-3148
- 4月20日(火) 午後6時～8時  
北区生活相談所(武蔵ヶ丘1-10-1) TEL 338-2001

新たに実施されます

## 新型コロナ対応での妊産婦ヘルパー派遣事業

日本共産党市議会だより 2021年3月14日号 (No.1227)

熊本市にお住まいで、コロナウイルス拡大により里帰りができない妊産婦の方（親子（母子）健康手帳の交付を受けている方）を対象に、無料でヘルパーを派遣する事業が始まっています。



## コロナ対応の制度 運用の改善を！

### 事業主にもコロナ感染で傷病手当の支給を！

コロナ禍で、自営業の従業員（国保加入）に対しては、コロナウイルス感染により仕事ができなくなった場合に、傷病手当が支給されます。しかし、事業主（国保加入）は対象外となっています。

2020年度補正予算では、傷病手当金の予算2000万円のうち1500万円が減額補正になっていました。なす議員は、減額するのではなく、事業主にも傷病手当を支給するよう改善を求めました。

### 国民健康保険・介護保険料減免の周知徹底を！

国民健康保険会計や介護保険会計では、コロナによる保険料減免にあてる予算のうち、9割以上が減額されてい

ます。減免制度が適切に機能するよう運用を改善するとともに、制度の周知徹底を図るよう指摘しました。

### 就労継続支援事業所への支援金 利用しやすい制度に！

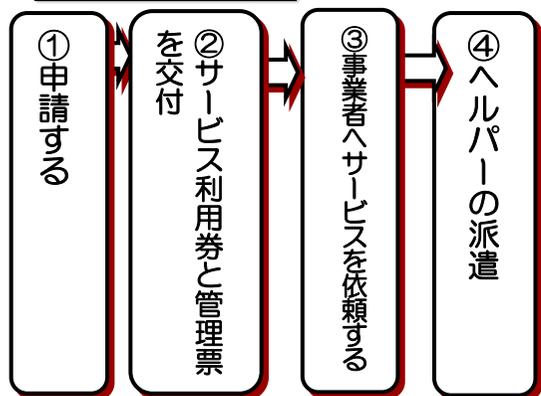
障がい者が就労に向けた訓練を行なう継続支援事業所では、コロナ禍で利用者が通えず、事業ができないなど施設の運営が厳しくなっています。

就労継続支援の予算6200万円が、3900万円減額されています。

厚生分科会では、支給要件を改善し、利用しやすい制度とするよう求めました。

【利用できる期間】	利用決定日から2022年3月31日まで
【利用できる日】	原則、土日祝及び年末年始を除く毎日
【利用時間帯】	原則、午前9時～午後5時
【利用できる時間】	1回90分以内で、1日に複数回利用も可能
【利用できる回数】	月4回までを限度とし、有効期間のうち任意の6か月間までで最大24回まで

### サービスの流れ



### サービスの内容

日常生活を営む上で必要な家事	育児のお手伝い
☆食事の準備や後片付け	★授乳やおむつ交換
☆衣類の洗濯や補修	★沐浴のお手伝い
☆居室の掃除	★その他必要な育児援助
☆生活必需品の買い物	
※庭、ベランダ、倉庫等の居室以外の清掃及び拭き等は含まれません	※原則として、保護者の目の届く範囲でのお手伝いです

### 連絡先

申請手続き場所	電話番号
中央区役所 保健子ども課	096-328-2419
東区役所 保健子ども課	096-367-9134
西区役所 保健子ども課	096-329-1147
南区役所 保健子ども課	096-357-4138
北区役所 保健子ども課	096-272-1128

厚生分科会では、親がいない人など里帰りできない妊産婦も対象にすべきと、制度拡充を要望しました。